

「JAM ギフト券」払戻しに関するご案内

(資金決済に関する法律第20条第1項に基づく前払式支払手段の払戻しのお知らせ)

取扱いを終了した「JAM ギフト券」(発行:株式会社日本アメニティトラベル)の払戻しの手続きを行います。期間内にお申し出頂きますようお願い申しあげます。

記

1. 払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号

株式会社オリエントコーポレーション

2. 払戻しの対象となる前払式支払手段の種類

JAMギフト券

3. 払戻しの申出期間

2025年8月1日(金)9:30 ~ 2025年12月1日(月)17:30

※期間内に申出がない場合は払戻し手続きから除外されます。

4. お申し出方法

払戻し対応窓口へご連絡お願いします。

<オリコカードセンター> 0120-130-971

(午前9時30分~午後5時30分)(土日祝除く)

【払戻しの申請方法】

ご指定の住所へ郵送で「払戻し依頼書」をお送りします。必要事項(氏名、住所、電話番号、振込口座)をご記入いただき、未使用券面とともに簡易書留にてご返送ください。

(返送費用は当社にて負担いたします。2025年12月1日消印有効)

5. 払戻しの方法

金融機関の口座へお振込みいたします。

(振込手数料は弊社にて負担いたします。払戻し依頼書到着からお振込みまで約二週間程度かかります。)

6. 本件に関するお問い合わせ先

<オリコカードセンター> 0120-130-971

(午前9時30分～午後5時30分) (土日祝除く)

以上

2025年8月1日
東京都千代田区麹町5-2-1
株式会社オリエントコーポレーション